

「一般事業主行動計画」公表について

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者が101人以上の事業者は、仕事と子育ての両立を図るために一般事業主行動計画を策定し、策定した旨を労働局長あて届け出るとともに、一般への公表及び労働者への周知を行うことが義務付けられておりますが、昨年4月に改正法が成立し有効期限が平成27年3月から平成37年3月31日まで10年間延長されました。杉江電機工業株式会社でも、昨年4月時点の従業員数が115人になった為、次世代育成支援対策推進法に基づき、「一般事業主行動計画」を策定し取り組むこととなりましたので、お知らせいたします。

次世代育成支援対策推進法とは

急速な少子化の流れを変えるため、平成15年7月に成立した法律です。この法律は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、10年間をかけて集中的かつ計画的に次世代育成支援対策に取り組んでいくことを目的につくられました。

一般事業主行動計画とは

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない社員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間 (2)目標 (3)目標達成のための対策を定めるものであり、次世代育成支援対策に関する計画です。

杉江電機工業株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員が能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 平成27年2月1日～平成32年1月31日までの5年間

2、内 容 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：「子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進」

<対策> 平成27年2月～ 子どもが生まれる際の父親の休暇について社内調査実施
平成27年3月～ 周知方法について決定
平成27年3月～ 特別休暇（配偶者の出産）の周知を行う

1以外の次世代育成支援対策に関する事項

目標2：子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる 「子ども参観日」の実施

<対策> 平成27年3月～ 平成27年度中に実施出来るよう検討

【賃金等の取り扱い】

配偶者の出産に伴う特別休暇を請求する場合は、所属長に出産予定日等で1ヶ月前に申請を行わなければならない。特別休暇については1日を上限とし有給とする。